

宅地建物取引士関係の手引き (埼玉県知事登録)

この手引きは、行政手続法第5条に基づき、埼玉県知事登録の宅地建物取引士登録申請等について埼玉県の審査基準を示したものです。

申請書類は、ホームページから申請書式をダウンロードし、この手引きを読みながら作成してください。

ホームページへのアクセス
<p>「埼玉県／宅地建物取引業者・宅地建物取引士の手続」</p> <p>検索サイトから、「埼玉県宅建業」と入力検索してください。 または、アドレスバーに以下を入力してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takken.html</p>

受付窓口	受付時間
<p>(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町6-15 JR 浦和駅東口徒歩5分 TEL 048-811-1830</p>	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/4を除く) 10:00～11:30 13:00～16:00
<p>(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 JR 浦和駅西口徒歩8分 TEL 048-866-5225</p>	
<p>埼玉県 都市整備部 建築安全課 宅建業免許担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁 第二庁舎 1階) TEL 048-830-5492</p>	月曜日～金曜日 (祝日・12/29～1/3を除く) 9:00～11:30 13:00～16:45

埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当

(令和7年3月改訂)

目 次

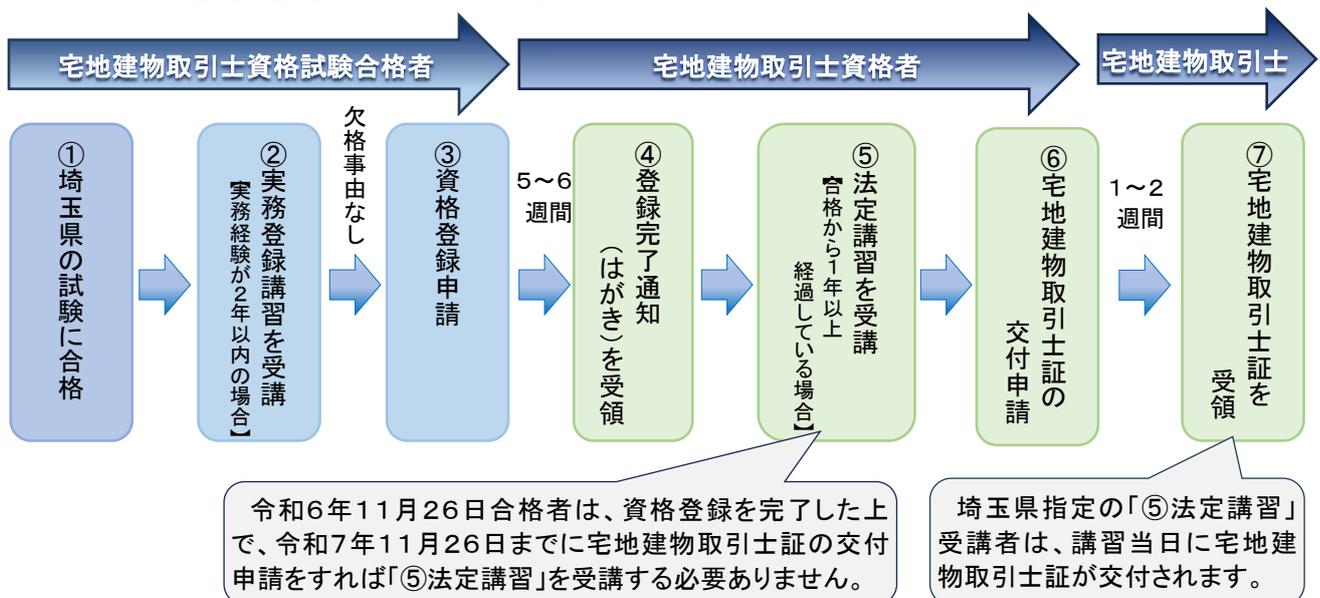
I 宅地建物取引士資格登録申請	3
II 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請（氏名・住所・本籍・勤務先を変更した場合）.....	5
III 宅地建物取引士登録移転申請（登録を従事先所在地の都道府県へ移転）	7
IV 宅地建物取引士証交付申請	9
V 宅地建物取引士証再交付申請（宅地建物取引士証をなくした場合）	12
VI 宅地建物取引士資格登録消除申請（死亡・破産等以外で、自ら資格登録を消除する場合） ..	13
VII 宅地建物取引士死亡等届出（死亡・破産・犯歴等欠格事由に該当した場合）	14
VIII 宅地建物取引士資格の手続きについてのQ & A	15
市区町村コード・免許権者コード表	19
申請書類の記入例	20

試験合格から宅地建物取引士証交付までの流れ

宅地建物取引士資格試験に合格し、資格登録の要件を満たす方は、試験合格地の都道府県に登録申請できます。（法第18条）

埼玉県の場合、登録申請から5～6週間後に登録完了通知（はがき）を発送します。通知受領後、埼玉県指定の法定講習を受講することで、宅地建物取引士証の交付を受けることができます。

○合格から宅地建物取引士証交付まで(フロー図)



I 宅地建物取引士資格登録申請

1 要件

登録申請するには、下記①～③をすべて満たす必要があります。

- ① 埼玉県で宅地建物取引士資格試験に合格した
(埼玉県以外で合格した方は、合格した都道府県に登録申請してください。)
- ② 宅地建物取引業法第18条第1項各号(下表)の欠格要件に該当しない

欠格事由	
第1号	未成年者(宅地建物取引業の営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない者)
第2号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
第3号	法第66条第1項第8号(不正手段による免許)又は第9号(情状が特に重いとき、または業務停止処分に違反したとき)により免許を取り消され、5年を経過しない者(法人の場合は、聴聞公示日前60日以内に役員であった者で取り消しの日から5年を経過しないもの)
第4号	法第66条第1項第8号又は第9号に該当するとして取消処分の聴聞公示日から、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第11条第1項第5号(宅地建物取引業の廃止)の届出があったもの(廃止について相当の理由があるものを除く)で届出日から5年を経過しないもの
第5号	法第5条第1項第4号(第66条第1項第8号又は第9号に該当するとして取消処分の聴聞公示日から、処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に合併により消滅した法人等の聴聞公示日前60日以内に役員であったもので合併による消滅から5年を経過しないもの)に該当するもの
第6号	禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
第7号	宅地建物取引業法又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法(傷害、脅迫等*)若しくは暴力行為等の処罰に関する法律により、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は受けることがなくなってから5年を経過しない者 *刑法第204条(傷害)第206条(傷害助勢)第208条(暴行)第208条の2(凶器準備集合及び結集)第222条(脅迫)第247条(背任)
第8号	暴力団員等
第9号	法第68条の2第1項第2号(宅地建物取引士が不正手段により登録)から第4号(専任以外の事務所の専任の名義貸し、宅地建物取引士として行う事務に関し不正または著しく不当な行為をし、情状が特に重いときまたは事務禁止処分に違反したとき)、第2項第2号(宅地建物取引士証の交付を受けていない者が不正手段により登録)若しくは第3号(宅地建物取引士としてのすべき事務を行い、情状が特に重いとき)により、登録消除処分を受け、5年を経過しない者
第10号	法第68条の2第1項第2号から第4号、第2項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するとして、登録の消除の処分の聴聞を公示された日から処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録消除を申請した者(登録消除申請に相当の理由がある者を除く)で登録消除処分から5年を経過しない者
第11号	法第68条第2項(1年以内の事務禁止)又は第4項(他の都道府県知事の登録者)規定による禁止の処分を受け、処分の期間中に第22条第1号(本人申請)の規定により登録が消除され、処分の期間が満了しない者
第12号	心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定められたもの(精神の機能の障害により宅地建物取引士事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者)

③ 次のア～ウのいずれかに該当する

ア 免許を受けた宅地建物取引業者において、宅地又は建物の取引に関し、2年以上の実務経験を有する。

イ 国、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の出資により設立された法人において、宅地又は建物の取得又は処分の業務に2年以上従事した。

ウ 登録実務講習実施機関が実施する登録実務講習を修了した。

- ・ 登録実務講習実施機関については、国土交通省ホームページを御確認ください。「国土交通省 登録実務講習実施機関一覧」で検索
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000068.html



2 手順

- ・ 窓口及び電子申請で受け付けています。
- ・ 電子申請(eMLIT)を行うには、埼玉県宅建業のホームページ（アクセス方法は表紙参照）から手続別ページへ行き、「電子申請」をクリックしてください。

なお、この手引きは紙の申請書による窓口申請を想定して作成していますが、申請項目や内容の説明は電子申請の場合も同様ですので、そのまま御利用ください。

ア 申請窓口

申請窓口は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部及び県建築安全課です（表紙参照）。いずれの窓口で申請しても登録完了に5～6週間程度かかります。なお、窓口には申請者本人がお越しください。

イ 登録申請必要書類等

① 本人確認書類	○ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード
② 宅地建物取引士登録申請書〔様式第五号〕 1部	○ 顔写真を貼付（運転免許証の基準を準用） ・ 縦3cm×横2.4cm ・ 無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・ 申請前6か月以内に撮影したもの ・ 画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。
③ 誓約書〔様式第六号〕 1部	
④ 本籍地の「身分証明書」(発行後3か月以内) 1部 * 外国籍の場合は不要	○ 請求先：本籍地の市区町村役場 ○ 「禁治産又は準禁治産の宣告」「後見の登記」「破産宣告」について通知を受けていないことが証明されているもの。
⑤ 「登記されていないことの証明書」(発行後3か月以内) 1部	○ 請求先：下記ア、イの法務局・地方法務局 ア 東京法務局（郵送請求可） 電話03-5213-1360 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2法務合同庁舎 イ 全国の法務局・地方法務局本局 * 支局・出張所不可（郵送請求不可） さいたま地方法務局(本局) 電話048-851-1000 さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 ○ 「成年被後見人」「被保佐人」とする記録がないことが証明されているもの * 交付申請書には住所・本籍のいずれか、又は両方記入すること。
⑥ 住民票(発行後3か月以内) 1部	○ 請求先：住所地の市区町村役場 ○ マイナンバーが記載されていないもの。 * 外国籍の場合は国籍省略不可。
【宅地建物取引士証に旧姓併記を希望する場合】 ・ 「旧氏」欄に旧姓記載 (事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要)があるもの	宅地建物取引士証の氏名は『現姓[旧姓]名前』で記載され、旧姓併記の宅地建物取引士証の交付日以降、業務で旧姓を使用できます。 例えば、宅地建物取引業法第35条及び第37条により交付する書面の記名、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票において旧姓(『旧姓 名前』)を使用できます。

成年被後見人又は被保佐人については提出書類が異なりますので、事前に建築安全課まで御連絡ください。

一覧表は次ページに続きます。

⑦ 試験合格証書 1部	○ 窓口で原本を提示。 * 合格後氏名変更した方は、変更したことがわかる戸籍抄本も提出。
⑧ 登録手数料 37,000円分	○ 受付窓口(表紙参照)で納付手続きをしてください。
登録資格を証する書面 ⑨ア ウの いずれか	<p>【宅地建物取引の実務経験が2年以上ある場合】</p> <p>⑨ア 「実務経験証明書」及び「従業者名簿」の写し</p> <p>○ 従業者名簿の写しに「原本の内容と相違ありません。」と記入した上で証明日・業者名・代表者氏名を記載して証明してください。</p> <p>○ 実務経験証明書の作成方法について、p.22~23を必ず確認してください。</p> <p>* 登録通知後、実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合、登録消除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った業者は、監督処分を受けることになります。</p>
	<p>【登録実務講習を修了した場合】</p> <p>⑨イ 「登録実務講習修了証」</p>
	<p>【国・地方自治体等において宅地建物の取得又は処分の業務経験が2年以上ある場合】</p> <p>⑨ウ 国・地方自治体等が発行する証明書</p>
⑩ 営業許可証明書 [埼玉県様式第3号] 1部	<p>【未成年の場合】</p> <p>○ 法定代理人(親権者等)の氏名は、法定代理人本人が署名してください。</p> <p>* 登録通知後、法定代理人以外の署名であることが判明した場合、登録消除処分となります。</p>

II 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請 (氏名・住所・本籍・勤務先を変更した場合)

- ・ 資格登録者は、登録事項(氏名、住所、本籍、従事先)に変更が生じた場合、遅滞なく、登録している都道府県に変更登録申請をしなければなりません(法第20条)。
- ・ 従事先の変更には、従事先の商号・名称変更、免許換えを含みます。
- ・ 変更前に申請することはできません。必ず変更後に申請してください。
- ・ 窓口又は電子申請で受け付けています。

1 申請窓口

申請窓口は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部及び県建築安全課です(表紙参照)。

いずれの窓口提出いただいても手続きにかかる期間は同じです。

2 必要書類一覧

- ・ 書類は作成してからお持ちください。
- ・ 代理人が申請する場合、代理人の本人確認書類（運転免許証やパスポート等）をお持ちの上、委任状を提出してください。
- ・ 氏名変更の場合のみ、2週間程度で宅地建物取引士証を交付します。それ以外の変更については窓口で手続きが完了します。

変更事項				必要書類等
氏名	住所	本籍	従事先	
○	○	○	○	① 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 [様式第七号] 2部 * うち1部は控えにつき写し可
○	○	○	○	② 宅地建物取引士証 1枚 ○ 宅地建物取引士証原本を持参 * 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合、本人確認書類(運転免許証等)を持参
○	-	-	-	③ 返信用封筒(定型サイズ) *長形3号(120mm×235mm)推奨 1枚 ○ 110円+簡易書留料金350円分の金額の切手を貼付 * レターパックは使用不可 * 後日窓口での受領を希望の方は返信用封筒不要
○	○	-	-	④ 宅地建物取引士証書換え交付申請書 [様式第七号の四] [氏名変更あり]2部 [住所変更のみ]1部 * 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合は不要
○	-	○	-	⑤ 戸籍抄本(発行後3か月以内) 1部 * 氏名変更において、戸籍上の変更を伴わない場合は不要
○	-	-	-	⑥ 顔写真 1枚 ○ 運転免許証の基準を準用 ・ 縦3cm×横2.4cm ・ 無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・ 申請前6か月以内に撮影したもの ・ 画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。 * 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合は不要
旧姓併記にする場合は○	○	-	-	⑦ 住民票(発行後3か月以内) 1部 ○ 個人番号(マイナンバー)記載のないもの * 住所変更の場合「住居表示変更証明書」でも可 【氏名を旧姓併記にする場合】 ・ 「旧氏」欄に旧姓記載(事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要)があるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">宅地建物取引士証の氏名は『現姓[旧姓]名前』で記載され、旧姓併記の宅地建物取引士証の交付日以降、業務で旧姓を使用できます。 例えば、宅地建物取引業法第35条及び第37条により交付する書面の記名、従業者証明書、従業者名簿及び宅地建物取引業者票において旧姓(『旧姓 名前』)を使用できます。</div> * 旧姓併記をやめる場合は住民票不要

* 従事先変更について、従事先を証明する書類(就職・退職・出向証明書等)の添付は不要

Ⅲ 宅地建物取引士登録移転申請(登録を従事先所在地の都道府県へ移転)

- ・ 資格登録者が、登録している都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅地建物取引業に従事している、又は従事しようとするときは、事務所の所在する都道府県に登録の移転を申請することができます。(法第19条の2)
- ・ 住所を移転しただけでは、登録移転できません。
- ・ 登録移転することにより、移転先の都道府県で法定講習の受講や宅地建物取引士資格登録に係る各手続きができるようになります。(移転元の都道府県では手続きできなくなります。)
- ・ 登録移転が完了すると、現在交付されている宅地建物取引士証は失効します。有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちの方で、残存期間を有効期間とする移転先都道府県名の宅地建物取引士証の交付を希望する方は、併せて宅地建物取引士証交付申請書類の提出が必要です。
- ・ 登録内容(氏名、住所、本籍、勤務先)に変更がある場合は、あらかじめ現在登録している都道府県に変更登録申請してください。(p.5 参照)

1 登録移転手続きの流れ

① 移転先都道府県の担当窓口手続きを確認してください。

- * 埼玉県への移転を申請する方は、はじめに埼玉県建築安全課(表紙参照)で手数料を納付してください。



② 移転元都道府県の担当窓口に必要な書類を提出してください。

ア 埼玉県から他都道府県への登録移転を申請する方

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部又は県建築安全課のいずれかの窓口(表紙参照)に提出してください。

イ 他都道府県から埼玉県への登録移転を申請する方

現在登録している(移転元)都道府県に提出してください。



③ 移転元都道府県が審査を行います。

審査完了後、移転元都道府県庁から移転先都道府県庁へ申請書類が送付されます。



④ 移転先都道府県が審査を行います。登録移転が完了すると、移転先都道府県から申請者に通知されます。登録移転申請と併せて宅地建物取引士証交付申請を行った場合、通知後、従前の宅地建物取引士証と引き換えに、移転先都道府県から宅地建物取引士証が交付されます。

- * 上記②申請書類提出から④登録移転完了まで、1か月以上かかる場合があります。宅地建物取引士証が必要、かつ、その有効期間満了が近い方(概ね3か月以内)は、登録移転手続き中に有効期間が満了してしまわないように、あらかじめ法定講習を受講し、有効期間を更新してから登録移転申請を行ってください。

2 登録移転申請の必要書類等

埼玉県から他都道府県への登録移転を申請する場合は、必要書類が異なる場合がありますので、移転先の都道府県に確認してください。

① 宅地建物取引士証 1部	* 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合、本人確認書類（運転免許証等）を持参	
② 登録移転申請書 [様式第六号の二] 正副2部 (うち1部は写し可)	<input type="radio"/> 顔写真を貼付（運転免許証の基準を準用） ・縦3cm×横2.4cm ・無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・申請前6か月以内に撮影したもの ・画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。 <input type="radio"/> 埼玉県から他都道府県への移転を申請する方で、受付印が押された申請書の控えが必要な場合は、もう1部（計3部）用意してください。	
③ 登録移転手数料 8,000円	他の都道府県から 埼玉県へ移転	<input type="radio"/> 埼玉県建築安全課（表紙参照）で納付手続きをしてください。
	埼玉県から 他の都道府県へ移転	<input type="radio"/> 納付方法を移転先都道府県に確認してください。
④ 移転の理由を証する書面 (右記ア～エのいずれか) 正副2部	ア 代表者印のある在職証明書 イ 申請者が代表者の場合は、宅地建物取引業免許証の写し ウ これから宅地建物取引業者に就職する場合は、代表者印のある採用証明書（宅地建物取引業に従事する旨の記載があるもの） エ 免許申請中の業者に勤務する場合（代表者含む）は、本人を採用する旨を記載した代表者の誓約書（代表者印を押印）及び免許申請書第1面の写し	

* 代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類も必要です。

3 宅地建物取引士証交付申請の必要書類等

埼玉県から他都道府県への移転を申請する場合は、必要書類が異なる場合がありますので、移転先の都道府県に確認してください。

① 宅地建物取引士証交付申請書 [様式第七号の二の二] 正副2部 (うち1部は写し可)	* 埼玉県から他都道府県への移転を申請する方で、受付印が押された申請書の控えが必要な場合は、もう1部（計3部）用意してください。	
② 交付申請手数料 4,500円	他の都道府県から 埼玉県へ移転	<input type="radio"/> 受付窓口（表紙参照）で納付手続きをしてください。
	埼玉県から 他の都道府県へ移転	<input type="radio"/> 納付方法を移転先都道府県に確認してください。
③ 顔写真 2枚（同一のもの）	<input type="radio"/> 1枚は交付申請書に貼付し、1枚は貼らずに提出（宅地建物取引士証に使用） <input type="radio"/> 運転免許証の基準を準用 ・縦3cm×横2.4cm ・無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・申請前6か月以内に撮影したもの ・画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。	

IV 宅地建物取引士証交付申請

- ・ 資格登録者は、登録している都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができます。（法第 22 条の 2）
- ・ 宅地建物取引士として業務に従事するには、資格登録後に宅地建物取引士証の交付を受けなければなりません。
- ・ 宅地建物取引士として業務に従事しない場合、交付を受けなくても構いません。交付を受けないことで、資格登録が無効になることはありません。

1 試験合格後 1 年以内で、宅地建物取引士証の交付を受けていない場合

- ・ 資格登録完了後、下記の申請窓口に必要な書類を提出してください。法定講習の受講は免除されます。
- ・ 窓口又は電子申請で受け付けています。
- ・ 窓口には申請者本人がお越しください。

(1) 申請窓口

申請窓口は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部及び県建築安全課です（表紙参照）。

いずれの窓口で申請いただいても、交付まで 1～2 週間程度かかります。

(2) 必要書類等

① 本人確認書類	○ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード
② 宅地建物取引士証交付申請書 [様式第七号の二の二]	2 部
③ 交付申請手数料 4,500円分	○ 受付窓口(表紙参照)で納付手続きをしてください
④ 顔写真 2 枚(同一のもの)	○ 1枚は交付申請書に貼付し、1枚は貼らずに提出(宅地建物取引士証に使用) ○ 運転免許証の基準を準用 ・ 縦3cm×横2.4cm ・ 無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・ 申請前6か月以内に撮影したもの ・ 画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。
⑤ 返信用封筒 (定型サイズ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">長形 3号推奨 (120mm×235mm)</div>	○ 宛名明記、110円+簡易書留料金350円分の金額の切手を貼付 * レターパックは使用不可 * 後日窓口での受領を希望の方は返信用封筒不要

2 宅地建物取引士証の交付に法定講習の受講が必要な場合

以下アからウに該当する場合、埼玉県指定の法定講習実施団体が実施する法定講習を受講する必要があります。

なお、資格登録の内容（氏名・住所・本籍・勤務先）に変更がある場合は、あらかじめ、変更登録申請をしてください。（p.5）

ア 試験合格後1年を経過し、宅地建物取引士証の交付を受けていない場合

- ・ 資格登録完了後に法定講習の受講を申し込んでください。

イ 宅地建物取引士証の有効期間を更新する場合

- ・ 有効期間満了の6か月前から法定講習を受講できます。

ウ 宅地建物取引士証を有効期間満了後に改めて取得する場合

(1) 埼玉県指定の法定講習実施団体

講習実施方法のお問い合わせ、受講申込みは、以下の実施団体に直接お願いします。

(公社)埼玉県宅地建物取引業協会	TEL 048-811-1830
(公社)全日本不動産協会 埼玉県本部	TEL 048-866-5225
(公社)全日本不動産協会 東京都本部	TEL 03-3262-5082
(一社)全国住宅産業協会	TEL 03-3511-0611
(一社)不動産協会	TEL 03-3581-9425

(2) 埼玉県指定以外の法定講習を受講したい場合

埼玉県で宅地建物取引士の資格登録を受けている方が、埼玉県指定の法定講習以外の講習の受講を希望する場合、手続きは以下のとおりです。

- ア 受講希望の都道府県又は講習実施団体に「埼玉県登録の宅地建物取引士の受講が可能かどうか」を確認してください。
- ⇒ 受講可能な場合、イへ進んでください。
- ⇒ 受講できない場合、受講希望地の近隣の都道府県又は実施団体に受講可能かどうか確認し、それでも受講できない場合は、埼玉県指定の法定講習を受講してください。



次ページへ

イ 埼玉県へ講習会受講承認申請を行ってください。

① 宅地建物取引士に対する講習会受講承認申請書 [埼玉県様式第6号]	2部
② 宅地建物取引士証	
* 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード）を提示	
③ 返信用封筒(定型サイズ)	○ 宛名明記、110円分の切手を貼付

【申請先】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当

* 登録内容（氏名・住所・本籍・従事先）に変更がある場合は、併せて変更登録申請してください。（p.5参照）



ウ 数日後、「講習受講承諾書」を発送します。承諾書の受領後、講習実施団体に受講を申し込み、受講してください。申込に必要な書類は、実施団体に確認してください。



エ 受講後、実施団体から「講習受講証明書」を受領してください。
（「講習受講承諾書」の下部が「講習受講証明書」の様式になっています。）



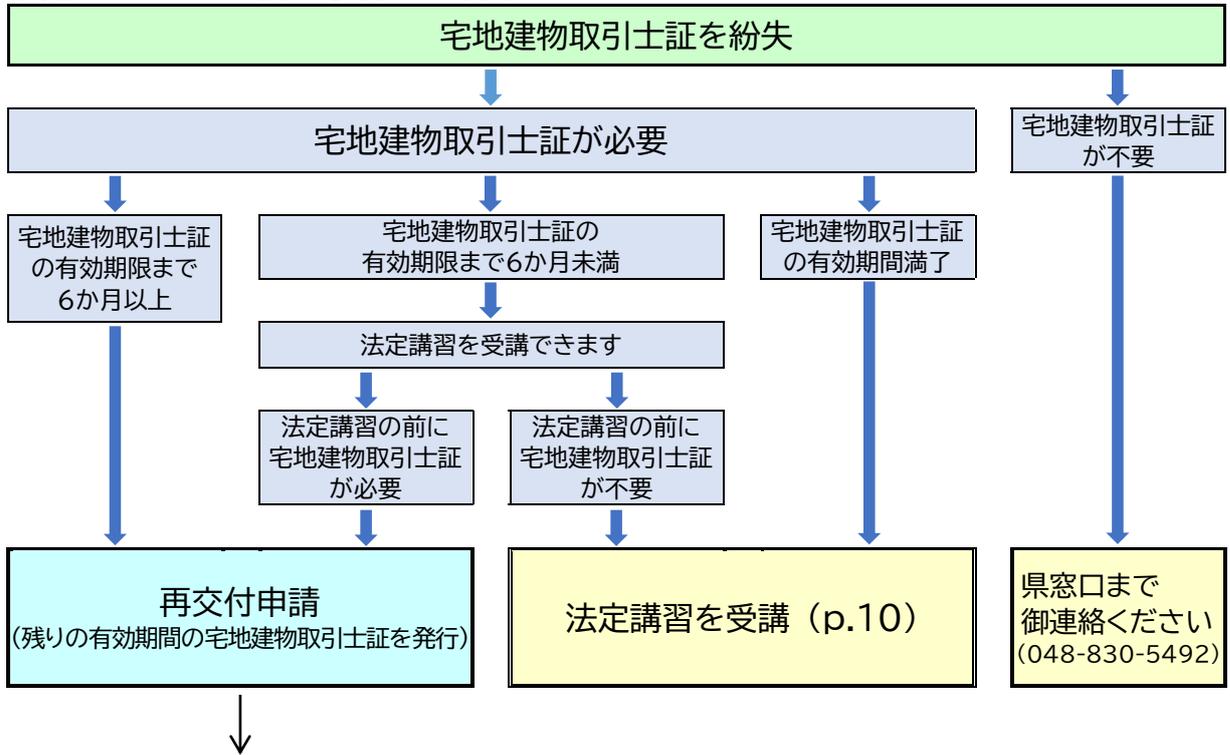
オ 受講から6か月以内に、以下の書類等を揃え、埼玉県へ宅地建物取引士証交付申請を行ってください。

① 宅地建物取引士証交付申請書 [様式第七号の二の二]	1部
② 宅地建物取引士証(原本)	
* 有効期間内の宅地建物取引士証をお持ちでない場合は、本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード）を提示	
③ 講習受講証明書	○ 受講後に受領したもの * 上記エ参照
④ 交付申請手数料 4,500円分	○ 受付窓口(表紙参照)で納付手続きをしてください
⑤ 顔写真 2枚 (同一のもの)	○ 1枚は交付申請書に貼付し、1枚は貼らずに提出(宅地建物取引士証に使用) ○ 運転免許証の基準を準用 ・縦3cm×横2.4cm ・無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・申請前6か月以内に撮影したもの ・画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。
⑥ 返信用封筒 (定型サイズ) 長形3号推奨 (120mm×235mm)	○ 宛名明記、110円+簡易書留料金350円分の金額の切手を貼付 * レターパックは使用不可 * 後日窓口での受領を希望の方は返信用封筒不要

V 宅地建物取引士証再交付申請(宅地建物取引士証をなくした場合)

- ・ 有効期間内の宅地建物取引士証を紛失した場合、再交付申請できます。
- ・ 宅地建物取引士証の有効期間満了後に宅地建物取引士証の交付を希望する方は、法定講習を受講してください。
- ・ 宅地建物取引士証を亡失した場合は、警察署へ遺失届を行ってください。

下記のフローで必要な手続きを確認してください。



宅地建物取引士証再交付申請

- ・ 有効期間内の宅地建物取引士証を亡失、滅失、汚損、破損した場合、再交付申請できます。
- ・ 窓口又は電子申請で受け付けています。
- ・ 窓口で申請する場合、申請者本人がお越しください。
- ・ 登録内容（氏名・住所・本籍・従事先）に変更がある場合は、併せて変更登録申請してください。（p.5 参照）

(1) 申請窓口

申請窓口は、(公社)埼玉県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会埼玉県本部及び県建築安全課です（表紙参照）。

申請後、1～2週間程度で宅地建物取引士証を交付します。

なお、県建築安全課の窓口で、平日（12/29～1/3を除く）9:00～11:00、13:00～15:00の間に申請した場合、1時間程度お待ちいただければ宅建士証を交付できます。

* 即日交付できない場合もありますので、電話(048-830-5492)で御確認ください。

(2) 必要書類等

① 本人確認書類	○ 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード
② 宅地建物取引士証再交付申請書 [様式第七号の五]	2部
③ 手数料 4,500円分	○ 受付窓口(表紙参照)で納付手続きをしてください
④ 顔写真 1枚	○ 運転免許証の基準を準用 ・縦3cm×横2.4cm ・無帽、正面、上半身、無背景、カラー写真 ・申請前6か月以内に撮影したもの ・画像を加工した写真不可 * 県庁に写真を撮影できる場所はないので、事前に用意してください。 * 写真の状態によっては再提出を依頼します。
⑤ 宅地建物取引士証 (原本)	* 亡失、滅失の場合は不要
⑥ 返信用封筒 (定型サイズ) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">長形3号推奨 (120mm×235mm)</div>	○ 宛名明記、110円+簡易書留料金350円分の金額の切手を貼付 * レターパックは使用不可 * 後日窓口での受領を希望の方は返信用封筒不要

VI 宅地建物取引士資格登録消除申請

(死亡・破産等以外で、自ら資格登録を消除する場合)

- ・ 宅地建物取引士の資格登録者が、死亡や破産等によらず自ら資格登録を消除しようとする場合は、宅地建物取引士資格登録上の都道府県に登録消除申請できます。(法第22条)
- ・ 登録が消除された後に、改めて宅地建物取引士証の交付を希望する場合、登録申請からやりなおすことになるので、注意してください。
- ・ 窓口での申請を受け付けています。
- ・ 申請後、数日で登録消除通知をお送りします。

1 申請先

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当 (県庁第二庁舎1階)

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間 平日(12月29日～1月3日除く) 9:00～11:30、13:00～16:45

2 必要書類

① 宅地建物取引士証(原本)	* 宅地建物取引士証の交付を受けていない場合、本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、写真付き住基カード)を提示してください。
② 宅地建物取引士資格登録消除申請書 [埼玉県様式第5号]	1部

- * 代理人が申請する場合は、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

VII 宅地建物取引士死亡等届出(死亡・破産・犯歴等欠格事由に該当した場合)

- ・ 宅地建物取引士の資格登録者が、死亡や破産等した場合、宅地建物取引士資格登録上の都道府県に届け出なければなりません。（法第21条）
- ・ 届出事由、届出者は、下記の必要書類一覧表を参照してください。
- ・ 届出期間は、「死亡」は事実を知った日から、「それ以外」は事由が生じた日から30日以内です。
- ・ 窓口での届出を受付けています。

1 届出先

埼玉県都市整備部建築安全課 宅建業免許担当（県庁第二庁舎1階）

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

受付時間 平日（12月29日～1月3日除く）9:00～11:30、13:00～16:45

2 必要書類

- ① 宅地建物取引士証（原本。交付を受けている場合）
- ② 宅地建物取引士死亡等届出書（様式第七号の二）
- ③ ①②に加え、以下の届出事由別の書類

届出の理由 (法第21条)	届出事由	届出者	埼玉県宅地建物取引業法施行細則による必要書類	その他 必要書類
第1項	死亡	相続人	戸籍（除籍） 謄本等	—
第2項	法第18条 第1項第1号	未成年	本人であることを証する書面 (運転免許証や パスポート等の 写し)	—
	同 第2号	破産		破産手続開始 決定書の写し
	同 第3号	宅地建物取引業免許取消 (個人・法人の役員)		—
	同 第4号	宅地建物取引業免許取消 処分日までの廃業 (個人・法人代表)		—
	同 第5号	宅地建物取引業免許取消 処分日までの合併消滅 (法人の役員)		—
	同 第6号	禁錮以上の刑		判決書等の写し
	同 第7号	宅地建物取引業法等による罰金		
	同 第8号	暴力団員等		
第3項	心身の故障	本人、法定代理人 又は同居の親族	届出者であることを証する書面	医師の診断書 [法施行規則]

* 窓口で届出者の運転免許証等の本人確認書類を提示してください。

* 代理人が提出する場合、委任状及び代理人の本人確認書類が必要です。

* 消除後、昭和63年11月21日以降の登録者が改めて登録申請する場合、実務経験証明書又は登録実務講習修了証が省略できる場合があります。詳細は、県建築安全課までお問合せください。

Ⅷ 宅地建物取引士資格の手続きについての Q&A

1 宅地建物取引士資格登録申請

Q1 郵送で申請できますか？

A1 郵送での申請は受け付けておりません。電子申請を御利用ください。

Q2 実務経験先の法人が解散もしくは宅地建物取引業を廃業していて、実務経験証明書を作成してもらうことができません。どうすればよいですか？

A2 他の宅地建物取引業者から証明を受けてください。この場合、証明できる業者は、実務経験期間中に宅地建物取引業免許をもち、かつ、登録申請時点でも継続して免許をもつ業者に限られます。

Q3 自身が実務経験先の代表者ですが、自ら発行した実務経験証明書で申請できますか？

A3 申請者が実務経験先の代表者または役員の場合、他の宅地建物取引業者から証明を受けてください。この場合、証明できる業者は、申請者が代表者や役員となっておらず、実務経験期間中に宅地建物取引業免許をもち、かつ、登録申請時点でも免許をもつ業者に限ります。

Q4 居所が住民票上の住所と異なります。居所で登録申請することはできますか？

A4 住民票上の住所を登録する必要があります。ただし、登録申請の必要書類に加えて、居所を確認できる書類 2 種類（申請者宛て居所における公共料金の領収書の写し、申請者宛ての居所へ届いた郵便物の写し等）を提出すれば、住所と併せて居所も登録することができます。

なお、居所登録された方が住民票上の住所へ転居した場合、居所登録の解除を必ず行ってください。

Q5 登録実務講習修了証に有効期限はありますか？

Q5 埼玉県では、有効期限を設けていません。

Q6 宅地建物取引士(主任者)試験の合格証書を紛失したのですが、登録申請できますか？

A6 以下のとおり合格証明書の交付申請を行い、合格証明書を登録申請に添付して申請してください。（合格証明書は、あくまで合格の事実証明であり、合格証書の再発行ではありません。）

○ 昭和 63 年以降に合格した方

→ (一財)不動産適正取引推進機構（電話 03-3435-8111）に証明書の交付申請を行ってください。申請方法は、機構に直接お問い合わせください。

○ 昭和 62 年以前に合格した方

→ 次の書類を埼玉県建築安全課宅建業免許担当宛て提出してください。

① 宅地建物取引士資格試験合格証明交付申請書 [埼玉県様式第 4 号] 2 部

② 運転免許証等の本人確認書類

③ 返信用封筒

・ 長形 3 号推奨 (120mm×235mm)

・ 宛先を明記し、110 円分の切手貼付

* 窓口で申請する場合は不要

2 変更登録申請

Q7 勤務先が変わったので申請します。証明書類(入社証明書、退社証明書、出向証明書等)の添付は、必要ですか？

A7 勤務先の変更を証明する書類は、不要です。

Q8 変更登録申請書の従事先の「免許証番号」欄の上 2 ケタは何を書けばよいですか？

A8 免許権者コードを記入します。埼玉県知事免許業者は「11」、東京都知事免許業者は「13」、国土交通大臣免許業者は「00」と記入してください。その他は、免許権者コード表(p.19)を参照してください。

Q9 宅地建物取引業に従事しはじめた(しなくなった)場合、変更登録申請書の変更前(変更後)欄は、どのように記入すればよいですか？

A9 これまで宅地建物取引業に従事していなかった方が、新たに従事しはじめた場合、変更前欄は空欄とし、変更後欄に従事しはじめた勤務先と従事開始日を記入してください。これまで宅地建物取引業に従事していた方が、従事しなくなった場合は、変更後欄を空欄とし、変更前欄に従事しなくなった勤務先と従事終了日を記入してください。

Q10 社内の異動で宅地建物取引業に従事する事務所が変わりました。変更登録申請は必要ですか？

A10 同一の宅地建物取引業者内での異動の場合、変更登録申請は不要です。

Q11 勤務先の商号が変わった場合、変更登録申請は必要ですか？

A11 必要です。この場合、変更年月日は、変更前欄、変更後欄ともに同じ日(商号変更日)を記載してください。

Q12 勤務先の宅地建物取引業者免許の免許換えがあった場合、変更登録申請は必要ですか？

A12 必要です。この場合、変更年月日は、変更前欄、変更後欄ともに同じ日(免許日)を記載してください。

Q13 変更登録申請書は窓口で記載できますか？

A13 窓口にも申請書はありますが、作成してからお越しく下さい。様式は本手引きにあります。

Q14 変更登録申請書は項番11~14まで、全ての欄を記入しなければいけませんか？

A14 変更がある事項の欄を記入してください。

Q15 埼玉県登録の宅地建物取引士ですが、東京都に引っ越しました。この場合、住所変更の手続きはどこにしたらよいですか？

A15 資格登録をしている埼玉県で手続きを行ってください。住所を変更しても登録は埼玉県のまま変わりません。

Q16 何回か住所、本籍が変わっていますが、変更登録申請を忘れていました。最新の住所や本籍に変更する場合、過去にさかのぼって全ての変更について、申請しないといけませんか？

A16 本来は変更ごとに変更登録申請すべきですが、途中経過について中間省略を希望する場合は、省略することができます。その際は、変更登録申請書の余白に「中間省略」と記入し、変更前欄は現在登録している住所や本籍、変更後欄は最新の住所や本籍、変更年月日は最新の住所、本籍に変更となった日を記入してください。過去の変更履歴を全て登録する場合は、変更ごとに変更登録申請書を作成し（複数枚になります。）、全ての変更内容を証明する住民票、戸籍抄本等を添付し、申請してください。

Q17 住民票以外の住所を登録することはできますか？

A17 宅地建物取引士の登録は、必ず最新の住所を登録する必要がありますが、住所と併せて居所登録を行うことができます。その場合、必要書類は通常の住所変更の申請に準じます（住民票に代えて公共料金の領収書や居所住所宛ての郵便物等の写し2種類添付すること）。変更登録申請書の余白に「居所登録」と記載してください。有効期間内の宅地建物取引士証を持っている場合、書換え交付（裏面に居所を裏書き）します。

3 登録移転

Q18 都道府県境をまたいで住所が変わった場合、登録移転申請しなければなりませんか？

A18 登録移転申請は任意です。また、登録移転は、移転先として希望する都道府県内に所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅地建物取引業に従事し又は従事しようとする場合に申請できます。住所所在地であるだけでは、その都道府県に登録移転することはできません。なお、住所変更があった場合、宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請(p. 5)は、必ず行う必要があります。

Q19 埼玉県登録の宅地建物取引士で、住所は埼玉県内ですが、東京都内にある宅地建物取引業者の事務所で宅地建物取引業に従事しています。東京都への登録移転を申請できますか？

A19 申請できます。登録移転は、移転先として希望する都道府県内に所在する宅地建物取引業者の事務所で、宅地建物取引業に従事し又は従事しようとする場合に申請できます。

4 宅地建物取引士証の更新

Q20 宅地建物取引士証の更新手続きはいつからできますか？

A20 宅地建物取引士証の更新には、埼玉県指定の法定講習の受講が必要です。講習は、有効期間満了日の6か月前から受講することができます。講習申込み時に、宅地建物取引士証交付申請書類を講習実施団体に提出してください。宅地建物取引士証は、講習受講後、実施団体を介して交付されます。宅地建物取引士証受領に係る詳細は、講習実施団体(p. 10 参照)に確認してください。

Q21 宅地建物取引士証の有効期間満了日が迫っています。更新は間に合いますか？

A21 有効期間満了日までに法定講習を受けることができれば更新できます。すぐに法定講習実施団体(p. 10)に連絡してください。すでに定員となっている場合は受講できませんので、有効期間内の更新はできません。専任の宅地建物取引士の方は、特に有効期間満了日に注意してください。なお、有効期間満了となった場合でも、宅地建物取引士としての登録は引き続き有効であるため、法定講習を受講すれば、新たに宅地建物取引士証の交付を受けることができます。

Q22 以前、宅地建物取引士証の交付を受けましたが、宅地建物取引業に従事していなかったため、更新しないまま、有効期限が切れています。また宅地建物取引士証の交付を受けることはできますか？

A22 宅地建物取引士証の有効期限が満了してしまった場合でも、宅地建物取引士としての登録は引き続き有効です。法定講習を受講すれば、新たな宅地建物取引士証の交付を受けることができます。

5 宅地建物取引士証の返納

Q23 有効期間が満了した宅地建物取引士証はどうすればよいですか？

A23 有効期間が満了した宅地建物取引士証は、返納する必要があります。「返納します」という旨のメモを添えて、建築安全課宅建業免許担当宛て送付してください。

Q24 有効期間内の宅地建物取引士証を持っていますが使っていません。返納できますか？

A24 有効期間内の宅地建物取引士証は返納できません。有効期間満了後に返納してください。
なお、宅地建物取引士証が有効期間内であっても、登録削除申請(p. 13)をすれば宅地建物取引士証を返納できます。ただし、この場合、登録そのものがなくなってしまうため、再度宅地建物取引士証の交付を希望する場合には、登録申請からやり直す必要があります。

市区町村コード・免許権者コード表

埼玉県、東京都以外の市区町村コードは、
 総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)
 内の『都道府県コード及び市区町村コード』を確認してください。

■表1 埼玉県の市区町村コード

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
さいたま市							
111015	さいたま市西区	112143	春日部市	112381	蓮田市	113638	長瀬町
111023	さいたま市北区	112151	狭山市	112399	坂戸市	113654	小鹿野町
111031	さいたま市大宮区	112160	羽生市	112402	幸手市	113697	東秩父村
111040	さいたま市見沼区	112178	鴻巣市	112411	鶴ヶ島市	113816	美里町
111058	さいたま市中央区	112186	深谷市	112429	日高市	113832	神川町
111066	さいたま市桜区	112194	上尾市	112437	吉川市	113859	上里町
111074	さいたま市浦和区	112216	草加市	112453	ふじみ野市	114081	寄居町
111082	さいたま市南区	112224	越谷市	112461	白岡市	114421	宮代町
111091	さいたま市緑区	112232	蕨市	113018	伊奈町	114642	杉戸町
111104	さいたま市岩槻区	112241	戸田市	113247	三芳町	114651	松伏町
112011	川越市	112259	入間市	113263	毛呂山町		
112020	熊谷市	112275	朝霞市	113271	越生町		
112038	川口市	112283	志木市	113417	滑川町		
112062	行田市	112291	和光市	113425	嵐山町		
112071	秩父市	112305	新座市	113433	小川町		
112089	所沢市	112313	桶川市	113468	川島町		
112097	飯能市	112321	久喜市	113476	吉見町		
112101	加須市	112330	北本市	113484	鳩山町		
112119	本庄市	112348	八潮市	113492	ときがわ町		
112127	東松山市	112356	富士見市	113611	横瀬町		
		112372	三郷市	113620	皆野町		

■表2 東京都の市区町村コード

コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名	コード	市区町村名
131016	千代田区	131172	北区	132101	小金井市	132292	西東京市
131024	中央区	131181	荒川区	132110	小平市	133035	瑞穂町
131032	港区	131199	板橋区	132128	日野市	133051	日の出町
131041	新宿区	131202	練馬区	132136	東村山市	133078	檜原村
131059	文京区	131211	足立区	132144	国分寺市	133086	奥多摩町
131067	台東区	131229	葛飾区	132152	国立市	133612	大島町
131075	墨田区	131237	江戸川区	132187	福生市	133621	利島村
131083	江東区	132012	八王子市	132195	狛江市	133639	新島村
131091	品川区	132021	立川市	132209	東大和市	133647	神津島村
131105	目黒区	132039	武蔵野市	132217	清瀬市	133817	三宅村
131113	大田区	132047	三鷹市	132225	東久留米市	133825	御蔵島村
131121	世田谷区	132055	青梅市	132233	武蔵村山市	134015	八丈町
131130	渋谷区	132063	府中市	132241	多摩市	134023	青ヶ島村
131148	中野区	132071	昭島市	132250	稲城市	134210	小笠原村
131156	杉並区	132080	調布市	132276	羽村市		
131164	豊島区	132098	町田市	132284	あきる野市		

■表3 免許権者コード

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事	99	国土交通大臣届出

登録申請書 記入例

様式第五号(第十四条の三関係)

登録申請書

(第一面)

申請日を記入

顔写真貼付

宅建建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和5年 1月1日
埼玉県知事

郵便番号 (330 - 9301)

申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏名 武蔵野 和子

宅建士証に旧姓併記を希望する場合、
『現姓[旧姓] 名前』で記入。*次ページ参

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

登録番号

1 1 - 記入不要 -

元号(大正:T 昭和:S 平成:H)を記入

姓と名の間は1マス空け、1マス1字で記入

項番 ◎申請者に関する事項

11

フリガナ	ムサシノカスコ
氏名	武蔵野 和子
生年月日	S 5 5 年 0 5 月 0 5 日 性別 2 1.男 2.女
郵便番号	3 3 0 - 9 3 0 1
住所市区町村コード	1 1 1 0 7 4 埼玉 都道府県 さいたま 市 浦和 区 町村
住所	高砂三丁目15番1号
電話番号	0 4 8 - 8 3 0 - 5 4 9 2
本籍市区町村コード	1 1 1 0 7 4 埼玉 都道府県 さいたま 市 浦和 区 町村
本籍	高砂三丁目15番地

県・市・区等該当する
箇所には○を記入

区町村名以下を住民票どおりに記入

「身分証明書」どおりに記入
(丁目、番地は省略しない)

市区町村コードは総務省HP (<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)参照
* 埼玉県及び東京都は当手引p.22に掲載

※実務経験2年以上の場合、実務経験証明書から転記(登録実務講習修了者は記入不要)

◎実務経験に関する事項

12

免許証番号	1 1 (5) 6 2 3 1 1 5	商号・名称	有限会社サイタマ不動産
職務内容	不動産賃貸仲介	期間	H 2 6 0 4 0 1 ~ H 2 8 0 3 3 1
免許証番号	1 1 (9) 5 6 7 8 9 0	商号・名称	株式会社ウラワノ不動産
職務内容	分譲住宅販売	期間	H 2 9 0 4 0 1 ~ H 3 0 0 7 1 0
免許証番号	()	商号・名称	
職務内容		期間	
		合計	0 3 年 0 3 月間

宅建建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入
(経理・総務・不動産管理等は、実務経験に該当しません。)

免許権者のコードを記入
埼玉:11 千葉:12 東京:13

元号を記入
(昭和:S 平成:H 令和:R)

合計欄は、30日に満たない日数を
切り捨てて「年・月間」に記入

※登録実務講習修了者の場合、修了証から転記(実務経験が2年以上ある場合は記入不要)

◎国土交通大臣の認定に関する事項

13

認定コード	1	認定年月日	R - 0 5 年 0 1 月 1 0 日
-------	---	-------	-----------------------

実務講習修了者のみ「1」を記入

実務講習修了証明書に記載されている修了年月日を記入

◎試験に関する事項

14

合格証書番号	1 7 1 1 9 9 9 9	合格年月日	H - 2 9 年 1 1 月 2 9 日
--------	-----------------	-------	-----------------------

合格証書どおりに記入

◎業務に従事する宅建建物取引業者に関する事項

※申請日現在で宅建業に従事していない場合、記入不要。

15

商号又は名称	株式会社ウラワノ不動産
免許証番号	1 1 (9) 5 6 7 8 9 0

申請者に連絡する場合があるため、余白に日中連絡がとれる電話番号(会社・携帯電話等)を記入
携帯 000-0000-0000

旧姓を併記する場合

※旧姓併記で申請するには、添付書類の住民票旧氏欄に旧姓が記載されている必要があります。
(住民票に旧姓を記載するには、事前に住所地の市区町村役場で手続きが必要です。)

登録申請書

(第一面)

申請日を記入

顔写真貼付

宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和5年 1月12日
埼玉県 知事

郵便番号 (330 - 9301)

申請者 住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

『現姓[旧姓] 名前』を記入

氏 名 武蔵野[埼玉] 和子

受付番号

※ 記 入 不 要

受付年月日

※ 記 入 不 要

登録番号

1 1 - 記 入 不 要 -

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ	ムサシノ	[サイタマ]	カス	コ									
	氏 名	武蔵野	[埼玉]	和子										
	生年月日	S	5	5	年	0	5	月	0	5	日	性別	2	1.男 2.女
	郵便番号	3	3	0	-	9	3	0	1					

実務経験証明書 記入例・作成方法(次ページも御確認ください)

【正しい記入例】

様式第五号の二(第十四条の三関係)

実務経験証明書

在職期間中の免許証番号、商号又は名称を記入。免許変更(免許替え、商号変更等)があった場合は、変更ごとに区別して記入

申請者が実務経験先の役員である場合は、他の業者が証明してください。証明する業者は、①在職期間中に免許があり、かつ②現在も免許がある業者に限りません。

「証明者」欄の免許番号と()内の回号は、最新の内容を記入

		(フリガナ) 被証明者氏名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子
実務経験先及び在職期間		証明者	
免許証番号	埼玉県知事(5)623115号	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事 (5) 第623115号
商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産	商号又は名称	有限会社 サイタマ不動産
職務内容	不動産賃貸仲介	代表者氏名	取締役 埼玉 太郎
従業者証明書番号	第140417号		
在職期間	平成 26年 4月 1日から		
	平成 28年 3月31日まで		
2年 0月間			
免許証番号	埼玉県知事(9)567890号	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事 (9) 第567890号
商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産	商号又は名称	株式会社 ウラワノ不動産
職務内容	分譲住宅販売	代表者氏名	代表取締役 高砂 一男
従業者証明書番号	第170438号		
在職期間	平成 29年 4月 1日から		
	平成 30年 7月10日まで		
1年 3月間			
職務内容			
従業者証明書番号			
在職期間			
在職期間合計			3年 3月間

在職中の従業者証明書番号を記入
例:2017年4月に雇用された場合
17 04 38
西暦下2けた 雇用月 従業者の通し番号(重複不可)

宅地建物取引業に従事していたことがわかる内容で記入
例:「不動産売買」、「不動産賃貸借仲介」、「分譲住宅販売」
(経理・総務・不動産管理等は宅建業の実務経験に該当しません)

実務経験先に在職中の場合は、在職開始日から登録申請日前日までの期間を記入してください。
・空欄がある場合、受付できません。
・未来の期間(登録申請日以降の期間)の実務経験を証明することはできません。

必ずお読みください

30日に満たない日数は切り捨てて「年・月間」に記入

備考

- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者(法人であるときは、その役員)であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

実務経験証明書

- (1) 宅建業の実務経験が2年以上ある方のみ必要です。(登録実務講習修了者は不要)
- (2) 実務経験とは、免許を受けた宅建業者の下で勤務した経験をいい、顧客への説明、物件の調査等、具体の取引に関するものでなくてはなりません。
受付、秘書、いわゆる総務、人事、経理、財務等の一般管理部門など、顧客と直接接点がない部門に所属した期間及び、単に補助的な事務に従事した期間については算入しません。
- (3) 職務内容の記入について

○ 職務内容と認められる例	不動産売買、不動産売買仲介、不動産賃貸仲介など
× 職務内容と認められない例	不動産賃貸業、駐車場賃貸、不動産管理など また、具体の取引に結びつかないような土地有効活用企画提案なども、職務内容とは認められません。
△ 職務内容として不十分な例	営業、受付(接客)、事務、役職名(代表取締役等)など宅地建物取引業に従事していたかどうかわからない記載では受け付けられません。

- (4) 注意事項 ***必ずお読みください。**

- ア 原本証明付きの従業者名簿の写しを添付(電子申請の場合は郵送)してください。
(ア) 従業者名簿は、実務経験先の宅地建物取引業者が保管している、実務経験の証明期間と対応するもの(事務所ごとに必要)。
(イ) 原本証明は、「原本の内容に相違ありません。」の記載、証明日、業者名、代表者名(法人の場合は職名も)があるもの。
- イ 登録通知後に実務経験証明書の内容が事実と相違することが判明した場合、登録削除処分となります。この場合、故意に虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は監督処分を受けます。
- ウ 実務経験先の宅地建物取引業者等が証明してください。
ただし、申請者自身が宅地建物取引業者(法人であるときはその役員)である場合、自らの証明は認められません。他の宅地建物取引業者に証明してもらってください。
- エ 免許番号について
(ア) 「実務経験先及び在職期間」の免許番号は、証明する在職期間における番号を記載してください。
なお、免許変更(免許換え、商号変更等)があった場合、変更ごとに区別して記載してください。
(イ) 「証明者」の免許番号は、最新の免許番号を記載してください。

【誤りの例】

「不動産売買」「不動産賃貸借仲介」「分譲住宅販売」等の実務の内容を「営業」と記入した誤り	免許換えした場合をまとめて記入した誤り	(フリガナ) 被証明者氏名	登録申請者のフリガナ、氏名の記入もれ
免許証番号 埼玉県知事(5)623115号		免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事 (1) 第998888号
商号又は名称 有限会社 サイタマ不動産		商号又は名称	株式会社 カントウ不動産
職務内容 営業	番号誤り	代表者氏名	取締役 関東 花子
従業者証明書番号 第00021号			
在職期間 平成 26年 4月 1日から (空欄) 年 月 日まで (空欄) 年 月 日	記入誤り 空欄不可、必ず記入(申請日の前日まで可)		実務経験期間中に免許がない業者が証明した誤り。 他社証明の場合は、①在職期間中に免許があり、かつ②現在も免許がある業者が証明してください。

宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 記入例

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

宅建士証に旧姓併記を希望する場合、申請者氏名と変更後氏名欄は、『現姓[旧姓]名前』で記入。
* 次ページをご確認ください。

申請日 令和 5 年 7 月 12 日

申請者 氏名 武蔵野 和子
生年月日 S55 年 5 月 5 日

申請日を記入

氏名変更の場合は、変更後の氏名を記入

記入不要

受付番号 ※ 記入不要

受付年月日 ※ 記入不要

申請時の登録番号 11-119254

変更のあった項番のみ記入してください。

元号(令和:R 平成:H)を記入

宅地建物取引士証に記載の登録番号を記入

◎申請者に関する事項(氏名)

項番 11

変更年月日	R	0	5	年	0	6	月	2	1	日
フリガナ	ム	サ	シ	ノ	カ	ス	コ			
氏名	武	蔵	野	和	子					
変更前	フリガナ	サイ	タ	マ	カ	ズ	コ			
変更前	氏名	埼玉	和	子						

事由発生日を記入

姓と名の間は1マス空欄
濁点等も1字とし、1マスに1字記入

(住所)

項番 12

変更年月日	R	0	1	年	0	6	月	2	5	日		
郵便番号	3	3	0	-	9	3	0	1				
住所市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府(県)	さいたま	市(郡区)	浦和	区(町村)
住所	高	砂	三	丁	目	1	5	番	1	号		
電話番号	0	4	8	-	8	3	0	-	5	4	9	2
変更前	住所	埼玉県さいたま市浦和高砂3-14-21										

住民票に記載された転入日を記入

区町村名以下を住民票どおりに記入

市区町村コードは総務省HP(<https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>)参照
* 埼玉県及び東京都は当手引p.22に掲載

戸籍抄本に記載された転籍日、婚姻日等を記入

(本籍)

項番 13

変更年月日	R	0	1	年	0	6	月	2	1	日		
本籍市区町村コード	1	1	1	0	7	4	埼玉	都道府(県)	さいたま	市(郡区)	浦和	区(町村)
本籍	高	砂	三	丁	目	1	5	番	地			
変更前	本籍	埼玉県さいたま市浦和高砂三丁目14番地										

戸籍抄本どおりに記入
(丁目、番地は省略せず記入)

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

項番 14

変更年月日	R	0	1	年	0	6	月	2	6	日	
商号又は名称	有	限	会	社	サ	イ	タ	マ	不	動	産
免許証番号	1	1	(5)	6	2	3	1	1	5		
変更前	商号又は名称	株式会社	ウ	ラ	ワ	ノ	不	動	産		
変更前	免許証番号	国土交通大臣	埼玉	県	知事	(9)	第	567890	号		

従事を始めた日(入社日等)を記入

宅建業者の免許証番号を右づめで記入
左端の2マスは免許権者コードを記入

従事しなくなった日(退社日等)を記入

入社のみ(退社のみ)等の変更の場合は、変更前欄(変更後欄)は空欄としてください。
出向、商号変更、廃業、免許換え等の場合も本申請を行ってください。

変更登録申請(旧姓併記)記入例

旧姓併記に変更する場合

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

埼玉県知事殿
申請者 氏名 **武蔵野[埼玉] 和子**
生年月日 **S55年 5月 5日**

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

受付番号 ※ 記入不要
受付年月日 ※ 記入不要
申請時の登録番号 11-119254-

◎申請者に関する事項 (氏名)

項番 **11**

変更年月日	R	—	02	年	10	月	01	日											
フリガナ	ム	サ	シ	ノ	[サイ	タ	マ]	カ	ス	コ								
氏名	武	蔵	野	[埼	玉]	和	子											

申請日を記入

変更前	フリガナ	ム	サ	シ	ノ	カ	ズ	コ											
氏名	武	蔵	野	和	子														

『現姓 名前』を記入

旧姓併記をやめる場合

様式第七号(第十四条の七関係)

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

埼玉県知事殿
申請者 氏名 **武蔵野 和子**
生年月日 **S55年 5月 5日**

『現姓 名前』を記入

受付番号 ※ 記入不要
受付年月日 ※ 記入不要
申請時の登録番号 11-119254-

◎申請者に関する事項 (氏名)

項番 **11**

変更年月日	R	—	03	年	10	月	01	日											
フリガナ	ム	サ	シ	ノ	カ	ス	コ												
氏名	武	蔵	野	和	子														

申請日を記入

変更前	フリガナ	ム	サ	シ	ノ	[サイ	タ	マ]	カ	ズ	コ							
氏名	武	蔵	野	[埼	玉]	和	子											

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

宅地建物取引士証書換え交付申請書 記入例

様式第七号の四 (第十四条の十三関係)

(A4)

3 | 6 | 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和●年10月 1日

埼玉県知事 殿

宅建士証最下段から転記

申請者 発行番号 第001109999号

変更後の内容を記入

郵便番号 (330 - 9301)
 住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 氏 名 武蔵野 和子
 電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

1 | 1 | 1 | 1 | 9 | 2 | 5 | 4

受講年月日

※ 記入不要

宅建士証中段から転記

変更後の内容を記入

変更前の内容を記入

宅建士証の下から2段目を転記

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	サイタマ カズコ 埼玉 和子	令和●年4月1日
住 所	さいたま市浦和区 高砂3-15-1	さいたま市浦和区 高砂3-14-21	令和●年4月1日

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

旧姓を併記する場合

3 | 6 | 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和●年10月 1日

埼玉県知事 殿

申請者 発行番号 第001109999号

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 [埼玉] 和子

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

1 1 — 1 1 9 2 5 4 —

受講年月日

※ 記入不要

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

『現姓 名前』を記入

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ[サカタ] カズコ 武蔵野[埼玉] 和子	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	令和●年4月1日
住 所			

宅建士証の下から2段目を転記

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

旧姓併記をやめる場合

3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

申請日を記入

令和●年10月 1日

埼玉県知事 殿

申請者 発行番号 第001109999号

郵便番号 (330 - 9301)

住 所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

氏 名 武蔵野 和子

『現姓 名前』を記入

電話番号 (048) 830 - 5492

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

1 1 - 1 1 9 2 5 4

受講年月日

※ 記入不要

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

『現姓 [旧姓] 名前』を記入

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	ムサシノ カズコ 武蔵野 和子	ムサシノ[旧姓] カズコ 武蔵野[埼玉] 和子	令和●年4月1日
住 所			

宅建士証の下から2段目を転記

確認欄

※

注：※の欄は記入不要です。

登録移転申請書記入例

【千葉県登録の宅地建物取引士が埼玉県に転入する場合】

様式第六号の二(第十四条の五関係)
登録移転申請書

登録移転先の証紙等を貼付
 ※あらかじめ登録移転先の都道府県に確認が必要

宅地建物取引業法第19条第2項の規定により、登録の移転を申請します。

顔写真貼付 令和元年 7月12日

登録移転先の都道府県を記入 **申請日を記入**
 埼玉県 知事 殿

郵便番号 (330 - 9301)

申請者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
 氏名 埼玉 太郎

免許権者のコードを記入
 (埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14)

移転前の都道府県知事の受付番号 移転前の都道府県知事の受付年月日

宅地建物取引士証の中段に記載
 移転前の登録番号

移転後の都道府県知事 移転後の都道府県知事の受付番号 移転後の都道府県知事の受付年月日

移転後の登録番号

元号(明治M 大正T 昭和S 平成H)を記入 **旧姓を登録している方は、氏名を「現姓[旧姓] 名前」で記入。**

項番 11 ◎申請者に関する事項

フリガナ	サイタマ タロウ
氏名	埼玉 太郎
生年月日	S-33 年 3 月 3 日 性別 1 1.男 2.女
郵便番号	330-9301
住所市区町村コード	111074 埼玉県 さいたま市 浦和区 町村
住所	高砂3-15-1
電話番号	048-830-5492
本籍市区町村コード	111074 埼玉県 さいたま市 浦和区 町村
本籍	高砂三丁目15番地

県・市・区等該当する箇所を「○」を記入

項番 12 ◎移転前に関する事項

移転前の都道府県知事	12	移転の理由	埼玉県で宅建業に従事しているため
◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項			
商号又は名称	株式会社ウラノ不動産		
免許証番号	11(9)567890		

免許権者のコードを記入(例 埼玉:11 千葉:12 東京:13 神奈川:14 国土交通大臣:00)
 ○○○-○○○-○○○

申請者に連絡する場合がありますため、余白に日中連絡がとれる電話番号(携帯電話・会社等)を記入

宅地建物取引士証交付申請書記入例

様式第七号の二の二 (第十四)

合格1年以内の場合

(A4)

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

顔写真貼付

令和●年 11月 1日

埼玉県 知事

旧姓併記で登録(申請)した場合は、
『現姓[旧姓]名前』で記入。
(例：武蔵野 [埼玉] 和子)

郵便番号 (3 3 0 - 9 3 0 1)

申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
氏名 武蔵野 和子

申請の種類

1

- 1.新規
- 2.更新
- 3.登録の移転

登録通知ハガキに記載の登録番号を記入。

受付番号

※ 記入不要

受付年月日

※ 記入不要

申請時の登録番号

1 1 - 1 1 9 2 5 4

受講年月日

※ 記入不要

記入不要

住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 電話番号 (048) 830-5492	
(フリガナ) 氏名	ムサノ カズコ 武蔵野 和子	
生年月日	昭和55年 5月 5日	
業務に従事している宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	株式会社ウラワノ不動産
	免許証番号	埼玉県 知事 (9) 第 567890 号
新規の場合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して (いる ・ <u>いない</u>)
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	年 月 日

宅地建物取引士死亡等届出書記入例

【記入例：事由8に該当する場合】

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

宅地建物取引士死亡等届出書

記入不要

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。
令和元年 8月 8日

埼玉県知事

届出者 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-1
氏名 浦和 一郎

受付番号 受付年月日 届出時の登録番号
※ 記入不要 ※ 記入不要 11-012345

宅地建物取引士証の中段から転記

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人との関係	1. 相続人 2. <input checked="" type="radio"/> 本人 3. 法定代理人 4. 同居の親族		
届出の理由	1. 死亡		
	2. 法第18条第1項第1号	成年者と同一の行為能力を有さない未成年者	
	3. 法第18条第1項第2号	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
	4. 法第18条第1項第3号	不正免許取消処分	
	5. 法第18条第1項第4号	不正免許取消処分日までの廃業	
	6. 法第18条第1項第5号	不正免許取消処分日までの合併・解散	
	7. 法第18条第1項第6号	禁錮以上の刑が確定し、5年を経過しない者（執行猶予期間中含む）	
	8. 法第18条第1項第7号	宅建業法等（傷害・暴行等）違反で罰金刑が確定し、5年を経過しない者 暴力団員等	
	9. 法第18条第1項第8号		
	10. 法第18条第1項第12号	心身の故障により宅建士の事務を適正に行うことができない者	
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名	浦和 一郎	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 2. 女
生 年 月 日	昭和 43年 4月 12日		
登 録 年 月 日	平成 12年 6月 10日		
本 籍	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番地		
住 所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-13-1		
業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	浦和土地建物株式会社	
	免許証番号	国土交通大臣 埼玉県知事（9）第987654号	
届出事由の生じた日	令和元年 7月 15日		

都道府県知事免許の場合は、「国土交通大臣」の表記を二重線で抹消

届出事由の生じた日については、下記のとおりです。

死亡	…死亡した日
破産手続開始決定を受け復権を得ない者	…破産手続開始決定した日
不正免許取消	…不正免許取消処分を受けた日
不正免許取消処分日までの廃業等	…廃業等する日
禁錮以上の刑	…刑が確定した日
宅建業法等違反による罰金	…罰金刑が確定した日
暴力団員等	…暴力団員等に該当した日
心身の故障により宅建士事務が行えない者	…医師の診断日